（保存期間3年間）
群馬県適正化実施機関

乗 務 員 教 育 記 録 簿

指導教育の種類と内容 （国土交通大臣告示　第1366号）	年　　月　　日（　　）　　時　～　　時		
	場所	実施者	
【 一般的な指導項目 】 【 初任運転者に対する指導項目 】	教育の種類　□一般　□初任者　□高齢者　□事故惹起者 □運行管理者の補助者　□整備管理者の補助者		
1. トラックを運転する場合の心構え	教育内容～教育に使用したテキスト等を添付又は保存すること。		
2. トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項 （注3）			
3. トラックの構造上の特性 （注3）			
4. 貨物の正しい積載方法 （注3）			
5. 過積載の危険性			
6. 危険物を運搬する場合に留意すべき事項			
7. 適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況			
8. 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法			
9. 運転者の運転適性に応じた安全運転			
10. 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法			
11. 健康管理の重要性			
12. 安全性の向上を図るための装置を備えるトラックの適切な運転方法	氏　　名	コ メ ン ト	備　考
注1） 毎年繰り返し、上記12項目を運転者全員に対し教育を実施し、記録を保存すること。 注2） 初任運転者には、上記12項目を15時間以上教育を実施し、記録を保存すること。 注3） 初任運転者には、上記項目の「2. 安全を確保するために遵守すべき事項」の日常点検に関する事項、「3. 構造上の特性」の車高・視野・死角・内輪差・制動距離等に関する事項、「4. 正しい積載方法」の積載方法・固縛方法については実車を用いて指導すること。 注4） 初任運転者には、上記項目のほかに「実際に車両を運転させ、道路及び交通状況に応じた安全運転方法」を添乗等により20時間以上教育を指導し、記録を保存すること。			
【 高齢運転者の特別な指導の内容 】 適齢診断の結果を踏まえた加齢に伴う身体機能の変化に応じたトラックの安全な運転方法について自ら考えるような指導			
【 事故惹起者の特別な指導項目 】 1. トラックの運行の安全の確保に関する法令等 2. 交通事故の事例の分析に基づく再発防止対策 3. 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法 4. 交通事故を防止するために留意すべき事項 5. 危険予測の回避	欠席者	コ メ ン ト	ﾌｫﾛｰｱｯﾌﾟ日
【 その他必要な指導項目 】 酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、過積載運転、救護義務違反、最高速度違反、無免許運転、無資格運転			

（注） 初任運転者・高齢者・事故惹起者の指導を実施した場合は、運転者台帳に指導年月日を記入する。